

# 高知家あんしん会食推進の店認証制度に関するFAQ

## 認証の対象について

Q 1 どのような飲食店が認証制度の対象になりますか

- A 1 食品衛生法に基づく営業許可（飲食店または喫茶店に係る許可に限る。）を受けた県内の飲食店、喫茶店のうち専ら集客を目的とした施設が対象です。
- 〔対象となる施設〕
- ・ 食堂、レストラン、軽食喫茶、居酒屋等の飲食店及び喫茶店
  - ・ 旅館やホテル内のレストラン、食堂など
- 〔対象外の施設〕
- ・ テイクアウト専門店など、その場所で飲食するための設備がない施設又は設備があっても使用していない場合
  - ・ 旅館やホテルの各客室で食事を提供する場合
  - ・ キッチンカー
  - ・ コンビニエンスストアやスーパーマーケット等のイートインスペース等
  - ・ 暴力団員であるもの又は役員に暴力団員である者がいる場合

Q 2 客席はありますが、現在はテイクアウト・デリバリー専門の飲食店に営業形態を変更していません。認証を受けることはできますか

- A 2 テイクアウト・デリバリー専門店から飲食のための客席を設けて食事を提供する以前の営業形態に戻した場合は、認証制度の対象となります。

Q 3 フードコートに入っている店舗は、認証制度の対象となりますか

- A 3 認証制度の対象となります。しかし、他の店舗と同様に、飲食する場のテーブル間の配置やテーブル上のアクリル板の設置等の対策が必要となります。

Q 4 社員食堂やホテルは認証制度の対象となりますか

- A 4 社員食堂は、食事を提供する対象が従業員に限定されているため、認証の対象外となります。ただし、社員だけでなく、広く県民等が利用する場合は、認証制度の対象となります。
- ホテルについても、ルームサービス等宿泊者にのみに食事を提供する営業形態のホテルは、本制度の対象外となりますが、広く県民等が利用できるレストランや宴会場などを営業されている場合は、認証制度の対象となります。

## 新規申請について

Q 5 申請に費用はかかりますか

- A 5 申請及び認証について、費用はかかりません。なお、申請書作成等にかかる経費は、自己負担となります。

Q 6 実施できない項目がありますが、認証を受けられますか

- A 6 認証基準のアピール項目及び推奨項目以外の全ての項目に取り組んでいることが認証の条件となります。

Q 7 複数の店舗を営営していますが、申請書は一つでよいですか

- A 7 本制度は店舗ごとに認証するため、1店舗ごとに申請が必要です。

Q 8 認証申請は店長や支配人の名義で行うことができますか

A 8 申請者は、飲食店等の営業許可証に記載されている事業者（法人の場合は代表者）となります。

Q 9 新規申請における現地調査はいつ実施されますか

A 9 申請後、事務局が書類等を確認の上、現地調査の日程を事前に調整します。飛び込みや抜き打ちでの調査はありません。

Q 10 新規申請における現地調査はどのようなものですか

A 10 現地調査では、県から委託を受けた調査員がお伺いして、アクリル板や消毒液の設置や配置場所、注意喚起の掲示物など、申請された内容を確認します。その他、感染対策の取組内容等についてお聞きしますので、調査時に対策内容等を説明できる方の立会が必要です。

Q 11 申請から認証までどのくらいの期間が必要ですか

A 11 申請状況により異なります。

## 応援金の交付対象について

Q 12 認証の廃止や取消し後、再申請を行い、再度認証を受けた場合は応援金の交付対象になりますか。

A 12 同一の店舗が再申請を行い、再度認証を受けた場合、応援金の交付対象にはなりません。

Q 13 過去に認証された店舗と同一店舗について、申請した場合、応援金の交付対象になりますか。

A 13 過去に認証された店舗と同一店舗の申請の場合は、申請事業者が異なる場合であっても、応援金の交付対象にならない場合があります。

## 認証後の現地調査や手続について

Q 14 認証後の現地調査はいつ実施されますか

A 14 現地調査は随時実施しますが、調査店舗には事前に事務局より日程調整についてご連絡します。ただし、状況に応じて、飛び込みや抜き打ちでの調査を行う場合があります。

Q 15 認証後の現地調査はどのようなものですか

A 15 新規申請時の現地調査と同様に、県から委託を受けた調査員がお伺いして、アクリル板や消毒液の設置や配置場所、注意喚起の掲示物など、認証時に申請された取組を継続しているか確認します。

Q 16 認証後、店舗が移転した場合、又は事業者に変更があった場合、何か手続が必要ですか

A 16 店舗の移転、事業者の変更など、食品衛生法における営業許可を取り直した場合は、再度、認証申請が必要となります。

Q 17 認証後、店舗が閉店した場合、何か手続が必要ですか

A 17 閉店した場合は、コールセンターまでご連絡ください。閉店後は認証ステッカーは使用できませんのでご注意ください。

Q18 認証が取り消しになるケースはありますか

A18 認証施設が認証の要件（認証基準等）を満たさなくなった場合、職員等が行う感染症予防対策の実施状況の立入検査等を正当な理由無く拒んだ場合や感染症予防対策に係る指導に従わない場合等には繰り返し指導をさせていただきますが、これに対応いただけない場合は、認証が取り消される場合があります。

その他 認証制度について

Q19 認証は義務ですか

A19 認証は義務ではありません。しかし、感染防止対策の一層の徹底と、利用者に安心していただける環境づくりのために、より多くの飲食店に参加していただきたいと考えています。

Q20 認証に有効期間はありますか

A20 認証の有効期間はありません。

※令和3年度に認証された店舗には1年間の有効期間を設けていましたが、実施要綱の改正に伴い、現在は有効期間を撤廃しています。なお、認証店には感染対策の再確認に伺います。

Q21 認証基準に変更はありますか

A21 認証基準は、現在の新型コロナウイルスの性質や流行状況等を踏まえて作成されています。変異株の発生や流行状況等、今後の感染状況に応じて認証基準は変更・追加される可能性があります。

Q22 新型コロナウイルス感染症が終息した後、認証制度はどうなりますか

A22 認証制度は、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、必要の都度見直しを行う予定ですが、終息した後については、国との協議を踏まえ決定する予定です。